

諫早湾干拓事業に関する資料

1 諫早湾干拓事業着工前の漁業補償に関する資料
(諫早湾干拓事業漁業補償基準書からの抜粋)

(1) 漁獲高(粗収入)

- ① 湾内 1 2 漁協
- ② 旧島原(福岡)漁協
- ③ 旧三浦(福岡)漁協
- ④ 旧大分(福岡)漁連

(2) 影響の内容

- ① 湾内 1 2 漁協
- ② 旧島原(福岡)漁協
- ③ 旧三浦(福岡)漁協
- ④ 旧大分(福岡)漁連

(3) 該当資料なし

(1) 漁獲高(粗收入)

灣 内 1 2 漁 協

(2) のD

長崎県漁業協同組合連合会共同販売実績による5箇年平均（昭和53年～昭和57年）とした。

単位：円

年	区	瀬受堤防外4漁業協同組合	瀬受堤防内8漁業協同組合	計
53		304,123,694	1,046,702,126	1,350,825,820
54		262,196,346	1,098,534,384	1,360,730,730
55		119,965,746	585,459,120	705,424,866
56		189,330,715	704,862,368	894,193,081
57		148,713,066	885,303,155	1,034,022,221
	計	1,024,335,567	4,320,861,151	5,345,196,718
5箇年平均		204,867,113	864,172,230	1,069,039,343

旧 島 原 1 1 漁 協

漁獲高(粗収入)
漁獲量に魚価を乗じた額を乗じて漁獲高(粗収入)とした。
漁獲量: 吨 魚価: 円

魚種	単価	漁獲量	漁獲高	再生産影響	漁獲高
すずき	1,705	110,942	189,156,110	110,942	189,156,110
まいわし	91	160	14,560	160	14,560
たい	2,955	98,305	197,906,775	98,305	197,906,775
ちり	15,989	15,908	15,892,092	15,908	15,892,092
えい	1,032	11,113	11,800,306	11,113	11,800,306
いし	1,032	2,048	2,113,536	2,048	2,113,536
こえい	108	15,169	1,638,252	15,169	1,638,252
その	618	208,517	128,853,506	208,517	128,853,506
な	112	5,339	597,958	5,339	597,958
の	3,503	145,565	510,642,020	145,565	510,642,020
れ	1,193	154,535	184,360,255	154,535	184,360,255
あ	571	116,740	66,658,540	116,740	66,658,540
ま	383	398	152,434	398	152,434
あ	453	56,326	25,628,330	56,326	25,628,330
な	618	13,383	8,270,694	13,383	8,270,694
あ	845	204	172,380	204	172,380
な	618	4,534	2,802,012	4,534	2,802,012
あ	329	252,037	82,920,173	252,037	82,920,173
な	122	81,111	7,455,542	81,111	7,455,542
あ	1,175	332,649	392,037,575	332,649	392,037,575
ま	383	66,705	25,548,015	66,705	25,548,015
あ	618	258	158,444	258	158,444
な	549	69,823	38,332,827	69,823	38,332,827
あ	618	3,523	2,177,214	3,523	2,177,214
い	41	14,049	576,009	14,049	576,009
わ	172	2,969	510,668	2,969	510,668
の	618	1,005,410	621,343,380	1,005,410	621,343,380
魚類	計	2,767,720	2,508,348,617	2,767,720	2,508,348,617
えい	1,238	182	225,216	182	225,216
ら	521	928,501	483,749,021	928,501	483,749,021
り	371	60,761	22,542,331	60,761	22,542,331
の	521	9,392	4,893,332	9,392	4,893,332
魚類	計	998,836	511,409,900	998,836	511,409,900
い	733	336,344	246,540,152	336,344	246,540,152
か	855	232,660	152,392,300	232,660	152,392,300
の	964	18,332	174,304,948	18,332	174,304,948
の	3,090	85,254	263,434,860	85,254	263,434,860
る	5,325	13	69,225	13	69,225
え	836	148,504	124,149,144	148,504	124,149,144
の	2,100	92,801	194,882,100	92,801	194,882,100
の	751	17,244	12,950,244	17,244	12,950,244
か	920	151	148,120	151	148,120
の	524	631	330,644	631	330,644
水産動物類	計	1,094,944	1,169,701,037	1,094,944	1,169,701,037
魚類	計	3,327	126,426	3,327	126,426
魚類	計	4,864,827	4,189,585,980	4,864,827	4,189,585,980
魚類	計	38	4,791,165	38	4,791,165
魚類	計	0	4,161,798,675	0	4,161,798,675

注: 魚貝類については、農林水産統計資料(漁業種類別、魚種別漁獲)の5箇年平均(昭和53年~昭和57年)とした。

魚価は、農林水産統計資料(昭和58年価格)によった。

三 県（福岡・佐賀・熊本） 漁 連

協 漁 浦 大 旧

漁獲量、魚価及び漁獲高(粗収入)
 農林水産統計資料(漁業種別、魚種別漁獲)の5箇年平均(昭和53~昭和57年)漁獲量に魚価を乗じて漁獲高とした。

魚価は、農林水産統計資料(昭和58年価格)によった。

漁獲量: kg
 金額: 円

魚種	漁獲量	魚価	漁獲高
かたぐちいわし	74,400	133	9,895,200
うしおのしぐち	82,416	650	53,570,400
その他のいわし類	34,934	449	15,685,368
まぐち	540	1,100	594,000
くわら	531	1,800	955,800
とら	7,598	1,000	7,598,000
はら	24,621	501	12,335,121
すず	76,714	1,308	100,341,912
ふな	4,911	1,000	4,911,000
あな	17,360	600	10,416,000
この	343,360	106	36,396,160
その他の魚類	208,319	545	113,533,855
魚類計	875,704		366,232,814
くま	11,582	3,564	41,278,248
その他のえび類	170,843	2,022	345,444,548
がさ	87,168	1,681	146,529,408
その他のかに類	1,969	788	1,551,572
この	1,032	820	846,240
その他のいか類	1,472	820	1,207,040
たこの	116,374	736	85,651,264
その他の水産動物類	1,588,669	230	365,393,870
水産動物計	1,979,109		987,902,188
もが	98,238	244	23,970,072
たらい	3,931,494	375	1,474,310,250
その他の貝類	28,797	464	13,361,808
貝類計	4,058,529		1,511,642,130
合計	6,913,342		2,865,777,132

(2) 影響の内容

湾内 12 漁協

潮受堤防外の漁場における影響要因別影響範囲、影響率（又は制限率）、影響期間（又は制限期間）及び決定理由は次のとおり。

影響要因	影響範囲	影響率 (制限率) %	影響期間 (制限期間)	決定理由
操業制限	潮受堤防前面 (259.02ha)	■	11年間	砂、石材の運搬、作業船の航行に伴う漁業者とのトラブル防止を考慮し決定した。なお、この区域においては、次の工事を施行する。 ① 基礎地盤改良工事 ② 溜枒を堤防法先に3箇所設置する。
濁り	採砂地 (年平均64.74ha) 潮受堤防前面 (操業制限を除く) (1,756.82ha)	■	5年間 (潮止工事 完了まで)	305ha(11年間)の範囲で操砂を行うが、濁り拡散防止のため周囲にフェンスを設置するので、フェンスに包囲される海域は、操業が制限される。 潮受堤防前面における濁り発生(水産用水濁率による2PPM以上)海域について水産専門家の意見に基づき影響率を決定した。なお、濁り発生原因は次のとおり。 ① 潮受堤防前面の航路及び溜枒の掘削 ② 盛土砂溜蓋(バーシジ船からの投入) ③ 溜枒からのポンプ船による砂吹上げ ④ 基礎地盤改良 ⑤ 堤防施工に伴う潮流速の増加による(溢流水)海底土洗掘
流速変化	採砂地周辺 (操業制限を除く) (240.49ha)	■	11年間	バーシジ船への積込時における濁り拡散防止のためのフェンスをもって包囲するが完全には防止できない。そのため、拡散する微粒子による濁り(2PPM以上)海域については水産専門家の意見に基づき影響率を決定した。
流運変化	湾口部の一部を除く狭存海城 (但し、操業制限区域は漁業操業の制限幅伏及び廃止相当幅伏を 行い、採砂地における潜水濁率等の削減幅伏及び径管線削減少幅伏を行うため影響範囲から除外した。)	■	永久 (潮止工事 完了から)	一般的に魚類は潮流に逆行して回遊する習性があり、流速が減少すると魚類の回遊が低下すると考えられているが、漁業影響調査報告書によると①季節移動を行う魚類は、移動経路、滞留場所に変化を及ぼす。②漁獲量に影響し、底生魚類に影響を及ぼすとともに幼稚仔の生育環境を悪化する。③貝類は幼生の着床や生育にかなりの変化をもたらす。④「のり」は流速域により集積量が減少する旨の報告がなされている。このため、水産専門家の意見に基づき cm/sec以上の範囲を影響海城とし、影響率を決定した。
再生産	消滅海城を除く 狭存海城 (7,406.26ha)	■	永久 (潮止工事 完了から)	狭存海城は有明海の魚類等の産卵場及び稚仔魚の成育場として重要な役割をはたしており、水産専門家の意見によると①産卵場の一部消滅により稚仔の捕獲が減少する。②周辺海城における魚類等の餌料環境にも影響を及ぼす。③産卵場等の一部消滅により浮遊卵の供給が減少する。このため、魚類及び水産動物類は南共第8-3号及び南共第21号以北の海城を産卵・成育場の範囲として削減する割合に魚卵、稚仔魚の分布率を乗じ、また、「産卵場」の削減による影響率を決定した。

協 漁 1 1 原 島 旧

影響要因別影響範囲及び影響率の決定理由は次のとおり。

影響要因	影響範囲	影響率	決定理由
流速影響	南共第83号共同漁業権海域のうち早瀬湾口の一部分 (583.25ha)	%	一般的に魚類は潮流に逆行して回遊する習性があり、流速が減少すると魚類の回遊が低下すると考えられているが、水産専門家の意見によると ①季節移動を行う魚類は、移動経路、滞留場所に変化を及ぼす。 ②漁砂様情に影響し、底生魚類に影響を及ぼすとともに幼稚仔の成育環境を悪化する。 ③貝類は幼生の着床や成育にかなりの悪化をもたらす。このため、水産専門家の意見に基づき cm/秒 以上の流速低下をもたらす範囲を影響海域とし、影響率を決定した。
再生産影響	南共第83号共同漁業権全海域 (26,280.00ha)	%	早瀬湾は有明海の水産物の産卵場及び稚仔魚の成育場として重要な役割を果たしており、水産専門家の意見によると ①産卵場の一部消滅により稚仔の供給が減少する。 ②同海域における魚類等の餌料環境にも影響を及ぼす。 ③「タイラギ」は、一部消滅により浮遊する幼生の供給が減少する。このため、魚類及び水産動物類は南共第83号及び南共第21号以北の海域を産卵、成育場の範囲として消滅する割合に魚卵、稚仔魚の分布率を乗じ、また、「タイラギ」については採砂地から km を範囲として消滅する割合で影響率を決定した。

三 県（福岡・佐賀・熊本） 漁 連

影響要因	影響範囲	影響率	決定理由
再生影響	南共第1号及び、南共第83号共同漁業権海域を除く有共第21号共同漁業権海域以北の全海域。 ※ 但し特定海域を含む (95,810ha)	% [Redacted]	操早済具部は有明海の魚類等の産卵場及び稚仔魚の成育場として重要な役割を果しており、水産専門家の意見によると ①産卵場の一部消滅により稚仔の捕給が減少する。 ②周辺海域における魚類等の餌料環境にも影響を及ぼす。このため、南共第83号及び有共第21号以北の海域を産卵、成育場の範囲として消滅する割合に魚卵、稚仔魚の分布率を乗じて影響率を決定した。

協 漁 浦 大 旧

影響要因別影響範囲及び影響率の決定理由は次のとおり。

影響要因	影響範囲	影響率	決定理由
流速影響	有共第1号共同漁業権海域及び特定海域(※)のうち、早瀬湾口の一部 (428.66ha)	%	一般的に魚類は潮流に逆行して回遊する習性があり、流速が減少すると魚類の回遊が低下すると考えられているが、水産専門家の意見によると、①季節移動を行う魚類は、移動経路、滞在場所に変化を及ぼす。②深砂機機に影響し、底生魚類に影響を及ぼすとともに幼稚の成育環境を悪化する。③貝類は幼生の若底や成育にかなりの変化をもたらし、このため、水産専門家の意見に基づき、早瀬湾口/秒以上の流速低下をもたらし、影響範囲を決定した。
再生産影響	有共第1号、同第2号、同第3号、農共第1号及び特定海域の全海域 (42,911.00ha)	%	早瀬湾は有明海の魚類等の産卵場及び稚仔魚の成育場として重要な役割を果たしており、水産専門家の意見によると、①産卵場の一部消滅により稚仔の捕給が減少する。②周辺海域における魚類等の餌料環境にも影響を及ぼす。③「たいらぎ」は、一部消滅により浮遊する幼生の供給が減少する。このため、魚類及び水産動物類は、同共第83号及び同共第21号以北の海域を産卵、成育場の範囲として消滅する割合に、同共第83号及び同共第21号以北の海域を「たいらぎ」については、早瀬湾口/秒を範囲として消滅する割合で影響率を決定した。

有明4県：沿岸漁業経営安定資金貸付実績

(単位：百万円)

年 度	県 名	件 数	融 資 額
平成5年度	長 崎 県	2	400
平成12年度	熊 本 県	1	4
	福 岡 県	51	2,390
平成13年度	福 岡 県	34	673
	佐 賀 県	1	19
合 計		89	3,486

※ 昭和63年度～平成20年度分

注：1 貸付対象者は、漁業者、漁協である。同一貸付者に対し、複数の貸付けがある場合は、貸付けごとに1件としている。

なお、漁協ごとの貸付先については、個々の融資案件にかかわることから、日本政策金融公庫によれば、情報提供は差し控えたいとのことである。

2 当該資金の貸付けと、御指摘の漁業被害との関連は不明である。